

## 令和8年度事業計画

### 第1 事業運営の基本方針

少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少する中、社会経済の活力を維持していくうえでは、働く意欲のある高齢者がその能力や経験を活かして年齢に関わりなく活躍できる社会の実現が求められている。

そして、高齢者に対して地域社会に密着した多様な就業を確保・提供し、会員の生きがいの充実や健康の維持、経済的な安定などを図るとともに、地域社会に貢献するシルバー人材センター（以下「センター」という。）に対する期待は、益々大きなものとなっている。

センターでは、この間、会員拡大を最重点課題として取り組んできたところであるが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響や企業における高齢者の雇用確保措置に伴う雇用延長により、会員数は減少傾向にある。

こうした状況を踏まえ引き続き拡大の余地がある女性会員の拡大に重点を置き、企業退職予定者層などへの入会促進活動や退会抑制の取組を進めるとともに、高齢者の就業ニーズに応えるための多様な就業先の開拓を進めていく。

また、安全就業に関してはシルバー事業の基本であることから、会員の拡大とともに最も優先される課題であるが、近年の県内及び管内における事故発生件数は高水準で推移している。会員が元気で安心して働くために、また、地域からの信頼感を高めるためにも、重篤事故など傷害事故の防止、多発する損害賠償事故の防止に向け、センターが一丸となって会員の安全意識の高揚と事故防止対策の徹底、健康の確保に努め、安全安心なシルバー事業を展開する。

消費税のインボイス制度、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という。）とそれに伴う契約方法の見直し、デジタル化への移行、さらには新しい公益法人制度への対応など、シルバー事業を取り巻く環境は近年大きく変化し、難しい舵取りが迫られているが、いずれも喫緊の課題であり、適切な対応、円滑な移行ができるよう取組を進める。

令和8年度もシルバー事業に対する地域の期待に応じていくため、第3次中期計画（令和5年度～令和9年度）を着実に推進し、次に掲げる諸事業を積極的に展開するものとする。

## 第2 重点目標

- 1 会員及び就業機会の拡大
- 2 安全就業の徹底と適正就業の推進
- 3 地域ニーズに応えられる事業の展開と情報発信

## 第3 事業実施計画

### 1 会員及び就業機会の拡大等

#### (1) 会員の拡大

- ① 会員による「1人1会員入会運動」を推進し、女性会員の更なる拡大に努め、「新規加入会員紹介者報奨制度」を活用して友人・知人への入会勧誘を積極的に進める。
- ② 各種イベントや奉仕活動等を通じ、積極的にセンターの広報・宣伝活動を展開し、口コミによる入会促進を図る。
- ③ 役職員を中心に企業等を訪問し、退職者（予定者）層の入会を積極的に働きかける。
- ④ 長野県シルバー人材センター連合会と連携し、国の委託事業である「高齢者活躍人材確保育成事業」に取り組むほか、独自に企画する技能講習会や教室等を通じ、入会の勧誘と人材の確保・育成に努める。
- ⑤ 会員による自主的サークル活動を支援するほか、会員及び一般市民を対象に「健康スマイル体操」を開催するなど、会員拡大に向けた魅力あるセンターづくりを進める。
- ⑥ 未就業会員への就業相談及び就業促進の強化に努める。

#### (2) 就業機会の拡大

- ① シルバー派遣事業による就業機会の拡大を図るため、派遣先の開拓を進める。
- ② 役職員を中心に継続して受注している企業等のほか新規の企業等を訪問し、新規受注に努める。
- ③ 構成市町との連携強化による仕事と補助金の確保に努める。
- ④ 社会福祉協議会等との連携を図り、シルバー事業として可能性のある地域課題等の開拓に努める。
- ⑤ 独自事業である「やきとり味深」の予約販売による就業機会の拡大を図る。また、新たな独自事業の構築に向けて検討していく。

### (3) 退会抑制の取組

- ① 退会者の退会理由を把握するとともに、退会希望時に個人面談等を行うことにより退会者の抑制に努める。
- ② 80歳を超えても活躍できる就業可能分野の開拓とボランティア活動等社会参加活動機会の確保・提供により退会者の抑制に努める。
- ③ センターは、就業することが困難になった会員の居場所としての機能を果たすことも重要であり、ボランティア活動やサークル活動等就業以外の分野でも長く活躍できる環境の整備に努める。また、ゴールド会員制度（年齢等で就業はしないがセンターに在籍して社会と繋がってほしい会員）を検討し退会抑制に努める。

## 2 安全・適正就業の推進

### (1) 安全就業の徹底

- ① 安全就業推進委員会及び適正就業検討委員会による組織的な取組を進め、安全就業基準等の遵守・徹底を図る。
- ② 安全講習会等への積極的参加を促し、「危険ゼロ」、「事故ゼロ」に向けた安全意識の高揚を図る。
- ③ 地域班、職群班の班長会議を通じて、安全ミーティングの完全実施、安全装備使用の徹底を図るほか、安全就業パトロールを実施し、あらゆる事故の根絶を目指す。
- ④ 会員自らが身体機能を把握・確認し、健康維持・管理に努めるとともに、健康診断の受診及び健康体操を奨励するほか、健康講座の開催、産業医による健康相談の奨励を進める。
- ⑤ 全シ協の「安全ニュース」をはじめ、厚生労働省の「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」などを活用し、安全意識の徹底とその高揚を図る。
- ⑥ 発注者や第三者に危害・損害などを与えることとなる損害賠償事故（特に、草刈り作業における飛び石による物損事故）の撲滅を目指す。

### (2) 適正就業の推進

- ① 長期就業継続会員等の就業条件については、就業基準を遵守するとともに、ローテーション就業とワークシェアリングに取り組み、就業機会の適正化を図る。
- ② 公益法人として法令遵守の立場から、会員の働き方に係る重要な指針となる「適正就業ガイドライン」（平成26年厚生労働省作成）に沿った業務

運営により、適正就業を確立する。

- ③ 「適正な受託と就業のための自主点検表」などを活用し、必要に応じて自主点検及び現地調査を行い、発注者からの指揮命令等が疑われる業務等、雇用と受け取られかねない就業については、事業の確保にも配慮しながら発注者の理解を求め、労働者派遣事業へ切り替える等の適正措置を進める。
- ④ 労働者派遣事業及び職業紹介事業に取扱いを限定した高年齢者等の雇用の安定に関する法律（高齢法）第 39 条に基づく業務拡大に向け、所要の手続きを進める。

### 3 地域貢献活動の推進

- (1) 耕作放棄地や空き地・空き家管理など地域課題の解決に資するシルバー事業への取り組みについて、先進事例等を参考に構成市町との連携・協議を進める。
- (2) 構成市町が設置する生活支援等のサービス体制の整備に向けた協議体に引き続き参画し、買い物支援サービス事業等生活支援に関する地域ニーズの把握に努め、地域貢献につなげる。
- (3) 社会奉仕への意識の浸透を図るとともに、会員を対象としたボランティアサークル（仮称）の立ち上げに向けて検討し、更なる活動の幅を広げ、センターの認知度と評価を高める。

### 4 就業率と就業の質的向上

- (1) 未就業会員等に対する就業相談会を開催し、未就業会員の解消と就業率の向上に努める。
- (2) 会員を対象とした「剪定講習会」や「草刈り機取扱講習会」を開講するほか、労働力不足の分野や介護・育児等の現役世代を支える分野での担い手の確保を図るため、就業に必要な技能講習を開催し、技能のスキルアップに取り組む。
- (3) 派遣会員が就業中に必要な技能や知識を習得できるよう、教育訓練を計画的に実施する。
- (4) 専門知識や技能、経験を継承する会員の認定制度について、引き続き調査・研究を進めるとともに、当該会員を活用した研修会の開催や講師制度等、制度の内容や運用について検討を進め、後継者の育成を図る。

### 5 普及啓発活動の推進

- (1) 年 2 回発行の「シルバー人材センターニュース」、ケーブルテレビ、有線

放送、SNS等様々なマスメディアを活用した広報活動を展開する。

- (2) 詳しい受注業務や価格情報をホームページに掲載し、タイムリーな情報の発信に努めるほか、利用者の視点に立った内容の充実と迅速な更新に努める。
- (3) 「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用するほか、受注拡大のためのPRチラシを作成するなど、就業先と受注拡大に関する広報活動を強化する。
- (4) 行政機関や各種団体等と連携・協働し、多様な場面や機会を捉えてシルバー事業の広報活動に努める。

## 6 事業運営基盤の強化

- (1) 地域班活動の活性化を図るため、地域班長会議を開催し、会員の責務と連帯意識の高揚を図る。
- (2) 理事会、専門部会等の活性化を図り、会員による運営企画を推進するとともに、業務体制・組織の最適化を図る。
- (3) 新たな課題に対応するため、研修会等への参加により職員の事業企画能力の向上を図り、継続的に安定した事務局体制を確立する。
- (4) 構成市町をはじめ、ハローワーク等関係機関との連携強化を図り、高齢者の雇用・就業施策等の相互取組により、会員拡大及び就業機会の拡大等シルバー事業の更なる推進を図る。
- (5) 効率的な業務運営に資する各種システムの導入を検討するとともに、スマートフォン講習会等の開催やデジタル相談窓口の設置等により会員のデジタル利用を促進する。

## 7 シルバー事業（請負・委任）における契約方法の変更

令和6年11月に施行されたフリーランス法の趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省から示された方針に基づき、発注者から会員に対して直接業務委託が行われる包括的契約に変更となったことから、令和8年4月から取組を進める。また、包括的契約に移行できていない発注者に対しては適切に移行できるように協議を進める。

## 8 フリーランス法と消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

政省令・ガイドラインに則って、フリーランス法が規定する就業条件明示等の確実な履行を図る。

また、令和5年10月の消費税のインボイス制度施行後、業務の効率化や経過措置期間に応じた料金や業務委託料の設定等を通して、安定的な事業運営に

向けて必要な対応を行う。

## 9 公益法人制度改革への対応

令和7年4月から施行された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正公益認定法」という。）に適切に対応する。

特に財務規律の柔軟化・明確化として収支相償原則が見直され、中期的期間（5年）で収支の均衡を図ることや将来の公益目的事業を充実させるための資金も設置可能となったこと等を踏まえ、これらを活用した効率的・効果的な事業活動を行う。

## 10 諸会議の開催及び参加

定款に定める総会及び理事会を開催するほか、シルバー事業を推進するため、各種会議（研修会等）を開催し、併せて関係団体の会議に参画する。

- (1) 定時総会（5月）
- (2) 理事会（4月・7月・10月・12月・3月・随時）
- (3) 会員研修交流会（未定）
- (4) 専門部会・委員会等各種会議・研修会（随時）

## 11 更埴地域シルバー人材センター設立40周年記念事業

当センターは昭和61年8月1日に更埴市シルバー人材センターとして発足し、令和8年8月に設立40周年を迎えます。

現在、センター理事を中心に実行委員会を組織し記念事業に取り組んでいます。

※記念式典（予定） 日 程 令和9年2月6日（土）  
場 所 更埴文化会館あんずホール